

第 1 5 3 回

横須賀市都市計画審議会

議事録

第153回 横須賀市都市計画審議会

1 日 時 令和8年(2026年)3月24日(火)10時00分～11時00分

2 場 所 横須賀市役所消防庁舎4階災害対策本部室

3 議 題

令和7年度

諮問第9号 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する
基準及び事務処理に関する取扱要領の改正(案)

4 報 告

横須賀市立地適正化計画見直し及び地域公共交通計画の策定について
衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区の変更について

5 出席者

(委員)

村山 顕 人 委員長

小原 信 治 委員

安部 遼 祐 委員

小菅 君 明 委員

平松 廣 司 委員(代理:工藤事務局長)

西郷 宗 範 委員

土田 弘之宣 委員

本石 篤 志 委員

脇 千 枝 子 委員

亀井 貴 嗣 委員

岩 渕 浩 二 委員(代理:永澤交通課長)

松 行 美 帆 子 委員

竹 岡 力 委員

南 まさみ 委員

以上 14名

(事務局職員)

都市部 三浦 都市部長

都市計画課 斉藤 課長、桐ヶ谷 課長補佐、境 主査、宮崎 主任、長谷川 担当

建築指導課 水津 課長、小林 係長、鈴木 担当

自然環境・河川課 引本 課長、内田 課長補佐、青田 主任

以上 12名

(事務局)

定刻となりましたので、第 153 回横須賀市都市計画審議会を開催します。

恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。

なお、今回はオンラインを併用したハイブリッド方式での開催のため、Zoom のレコーディング機能を利用し、審議会の様子を録画いたしますのでご了承ください。

開催にあたり、委員の出席状況をご報告します。

委員 16 名中、会場での出席 10 名、オンラインでの出席 4 名、計 14 名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日の傍聴者は 0 名です。

それでは、会議に入ります前にお願いがございます。

説明は、会場では、目の前のスクリーン画面、オンライン上では、画面共有を使用します。

審議の際の発言ですが、挙手いただいた委員の方を委員長が指名しますので、お手元のマイクの電源を付けてから発言し、発言終了後には、マイクの電源をお切りください。

オンラインでご出席の委員は、Zoom の「手を挙げる」ボタンを押し、委員長からの指名後、カメラとマイクをオンにしてご発言ください。発言終了後には、「手を挙げる」ボタン及び、カメラ、マイクをオフにしてください。

次に、お手元の資料の確認をいたします。

資料は全部で 5 点用意しております。オンラインで出席されている委員の皆様は、事前に送付しました議案書等をご用意ください。

資料 1： 次第

資料 2： 都市計画審議会委員名簿

資料 3： 都市計画審議会条例

資料 4： 都市計画審議会運営要領

資料 5： 議案書

不足等ございませんでしょうか。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

(村山委員長)

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

次に、次第の2、議事録署名委員の指名です。

本日は、漁業分野から「小菅委員」、市議会議員委員から「土田委員」にご署名いただきます。どうぞよろしく申し上げます。

次に、次第の3、市長から本会に諮問されました議案に入ります。

本日は、都市計画審議会へ付議する案件が1件ございます。

諮問第9号都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領の改正(案)こちらは前回の審議会で継続審議となった案件となります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

前回からの継続審議となっております諮問第9号都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領の改正について、画面に沿ってご説明いたします。

こちらは建築指導課職員が質疑応答のため同席しております。

前回は、県都計審の議を経る産業廃棄物処理施設の建築基準法第51条許可について、基準に適合したものは市都計審をスキップする運用の変更について審議していただきました。

前回審議会の意見は表の通りとなっております。

①交通に対する懸念として

通学時の小学生への安全や、大型車両による道路への負荷に対する懸念や、車両区分ごとの交通量の変化の把握が必要とのコメントがありました。

②立地周辺環境に対する懸念として

計画地からの粉塵飛散など環境変化について説明を必要とする範囲や、そばにある住居系用途地域への配慮について意見がありました。

③基準化への懸念として

適切な対応などあいまいな表現の基準により審議会をスキップすることの懸念や、書面開催などほかの手段の検討についてコメントがありました。

改めて背景の整理をすると、フロー図Bのように県都計審のすぐあと市都計審を実施した場合、次の県都計審まで間が空いてしまうため、許可に時間を要してしまいます。

国も技術的助言のなかで速やかな付議を求めており、市としては手続きの円滑化、迅速化は必要と考えています。

一方で、前回の審議会での意見を受けて、基準化により市都計審をスキップすることの懸念点や問題点も見えてきました。

①前回の市都計審での意見のような、地域の実情に応じた審議が県都計審で審議することは困難ではないかという点と

②すべての地域的事情を網羅するような基準を作成すると、立地場所によっては過剰な基準になってしまうことや、基準とするための確定的な数字を決めることが困難となることです。

このことから円滑化、迅速化は必要ですが、地域的な実情を県都計審に伝える必要があると考えました。

そこで前回から円滑化、迅速化の考え方を変更したいと思います。

前は、基準化により市都計審をスキップして迅速化を図ろうとしましたが、今回は新たな審議プロセスを追加することにより迅速化や審議会の効率化を図るよう変更します。

審議プロセスの迅速化・効率化のために、書面審議の導入をしたいと考えています。

条件を満たし、委員長に確認の上、事務局が判断した案件のみ書面審議を可能として、円滑に県都計審へ市の意見を伝えることとします。

条件は、①同時期に実施される市都計審が県都計審よりも後だった場合と、②書面審議とするための基準に該当したものを対象とします。

フローについてご説明いたします。

Aは県都計審の前に市都計審が実施される場合です。Bは県都計審の後に市都計審が開催され、その後次の県都計審に諮る場合です。

これまで通りこの方法を基本とします。

Bについて許可までに時間がかかっていたため、迅速化を図るため、書面審議を導入することでAと同じ期間で許可が出来るようになります。

ただ、すべてを書面審議とするわけではなく、書面審議とする判断は、別に定める基準を元に委員長に確認したうえで事務局により行います。

書面審議をしたとしても、各委員からの意見がまとまらないようなときなど対面での審議が適切と判断されれば、通常どおりの審議会に諮っていくようにします。

このように、市都計審でしか審議できない地域的な実情について、各委員からの意見を出していただき、それに対応したものを県都計審に上げていきたいと考えています。

書面審議のイメージは画面の通りです。

次に要領の改正の主な変更内容についてご説明いたします。

書面審議については、審議の開催等の条文、第4条第4項に「第2条第1項第4号のうち、別に定めた基準に該当すると事務局が認めたときは、書面による開催をする」を追加します。

第2条第1項第4号とは建築基準法第51条で県審議会の議を経るもの、産業廃棄物処理施設が対象です。

また、「別に定めた基準」とは先程のフローの書面審議の判断での基準になります。詳しくは議案書の3ページに新旧対照表を載せています。

この別に定めた基準は、書面審議とするための基準として、前回提示させていただいた基準を元に、審議会での意見などを反映させたものになります。

基準は議案書の4ページに載せています。

画面では、審議会での意見等を踏まえ基準に追加した主な内容を説明します。なお①などの番号は基準上での番号になります。

(1) 迅速化への対応として、①に「県都計審の開催前の適当な時期に市都計審が開催されない場合で、特定行政庁、事務局及び市都計審委員長が協議した上で、当該許可申請における市都計審への付議を書面審議とすることが適当であると認めること。」を追加しました。これにより、県都計審のあとに市都計審が実施される場合に限定したものになります。

(2) 交通に対する配慮の一つ目、小中学校への配慮として、④に「周辺の道路・交通計画に影響を与えないために・小中学校の通学時間帯7時30分から8時30分に配慮した計画であること。」を追加し、具体的な時間に対しての配慮を追加しました。

また、⑤周辺住民へ理解を得るために、周辺住民等に「計画敷地が該当する中学校学区内の中学校及び小学校」を追加し、子供たちが普段移動する学区に対して計画を知ってもらえるよう追加しました。

交通に対する配慮の二つ目、道路負荷への配慮として⑥の関係各課との協議に道路管理者を追加しました。

(3) 立地周辺環境に対する配慮として⑤周辺住民へ理解を得るために、周辺住民等に、敷地が所属する自治会、商店街、工業会等の団体に加え、より広い町内会の理解を得るために各地区の町内会が集まった「連合町内会」を追加しました。

(4) より一層の審議が必要な場合に備えて、基準の最後に、書面審議の結果、「対面での審議が必要であるときは通常の市都計審への付議する」基準としました。

以上が主な変更点となっており、詳細は議案書4ページの通りとなっています。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

(村山委員長)

ご説明ありがとうございます。それではただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(小原委員)

2点確認したいのですが、前回その手続きの円滑化と迅速化は必要だという前提で審議が始まったような気がしたので、ちょっと腑に落ちていないとか理解できていない部分があるのですが、そもそも、誰が何のために手続きを円滑化・迅速化を求めている、それによって誰にどんなメリットがあるのかというのを整理させていただいてもよろしいでしょうか。

(村山委員長)

大前提である円滑化・迅速化の必要性について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

円滑化・迅速化の前提として、まず一つ目は産業廃棄物処理施設、いわゆる一般廃棄物処理施設などは市の決定でいけるものですが、産業廃棄物処理施設については、県の審議会を経て決定をされるものになります。ただこの決定期間が、県審議会と併せて市もその前に審議会を経てやっているというのが実情としてございます。

二回の審議会を経ることによって、どうしても時間を要してしまう。それが誰のためかという、それは事業主である方が事業を進めるにあたって、決定までの時間を要してしまうことが一つ問題で、時間を要することが原因でなかなか新しいものが作れないようなことも課題としては挙げられていたというのが現状としてありました。ですので、円滑化が必要なのは二回の審議会を経てしまっていることを解消するためです。誰のためかという、事業者がすぐに建てることができなくなっているというのが、実情でございます。

(小原委員)

ありがとうございます。おそらく不当なものが建てられないように 2 つのチェックがあったという解釈だと思うのですが、やはり事業者は建てないといけないので迅速化してくれということが背景にあるんだなというのはわかりました。

一方で、手続きが簡単になると、事業者が産業廃棄物施設処理場を設置しやすくなるのだと思いました。資源循環とかを実現していく上で必要なインフラではあると思いますが、良い事業者さんはそんなことしてないと思いますが、一部できっと環境破壊するメガソーラーのような悪例も、手続きが簡単になると生まれかねないのかなという懸念が資料を見ていて感じています。

なので、何か手続きを迅速化するのであれば、一方で建設規制を強化しておくみたいなことも必要なのではないかなと思ったりしました。例えばですけど、環境省では産廃施設は太陽光発電施設としてのポテンシャルが高いということで、今設置の促進を進めているんですけど、例えば市では新設する産廃施設には太陽光パネルの設置を義務化して、地域電力として住民に寄与するような、ウィンウィンな環境を築くような方策を検討していただくと住民の理解も得られやすいのではないかと思った次第ですが、いかがでしょうか。

(事務局)

確かに手続きを迅速化するというのは、事業者的なメリットがあることかもしれませんが、事業者自体はこの都市計画的なものではなくて、おっしゃられたように産業廃棄物の処理施設としての産廃の法律に基づく許可も当然取らなきゃいけないという形になっております。ですので、そちら側では適正な手続きをとって、十分それに適合するような施設になっていると考えております。

もしこれから例えばメガソーラーのように問題が起きるようであれば、それ以外で土地

利用としての規制というのも今後考えざるを得ないのかなと思います、今のところ横須賀では起きてないのかなと思っております。

(村山委員長)

ありがとうございます。様々な規制の追加とかの検討というのは、時代に応じて検討すべきだと思いますが、今回この審議になっているのは、あくまでも審議のプロセスの円滑化ですから、ご意見として承っておいて、また今後の課題にできればと思います。今日の実情はこの産業廃棄物処理施設の審議プロセスの円滑化というところで集中して議論できればと思います。他にいかがでしょうか。

(松行委員)

おそらく書面審査になるとほとんど議論はできないで、そのまま認められていくような形になるのではないかと推察をします。なので書面審査にするかどうかという意思決定が非常に重要だと思います。

今のご提案ですと、基準を満たして、それで委員長が判断ですということなんですが、やはりその意思決定をする時に、どれだけ周りからの反対の意見があるのかっていうのが非常に重要なことかと思っています。

それで、今はその周りの自治会とか連合町内会とか商店街とかそういったところの意見を聞くっていうところが条件になっているのですが、横須賀の自治会はまだまだかなり機能してると思うのですが、やはり反対意見があっても自治会を通して言わない方もいらっしゃいます。あと自治会を超えてもっと広い範囲から、それこそさっきのメガソーラーの話ではないですけど、反対の意見が上がるということも大いにあるのではないかと思います。

なので、この書面審査にするっていうのがちょっと自動的すぎるのかなと思っています。それで、そういうような反対運動があるかどうかっていうのはおそらく、議員で委員をされている先生方が一番よくご存知だと思うのですが、せめてこの書面審査にするのかどうかというのを書面審査するというか、委員の意見を聞いて決めるということではできないのでしょうか。

(村山委員長)

松行委員ありがとうございます。これは全部書面審査を通した方がいいっていうこととほとんど同じなのかなと思うのですが、委員長と事務局の判断でやってしまうと、例えばあの基準の⑤として周辺住民への理解が得られていることとありますけれども、私自身は実際現場の細かい声までは現実的にはわからないんですね。

なので事務局に様子を伺って、反対意見がないと言われればそれを信じて判断するしかないです。しかし、それでは不十分ではないかという意見です。議員の委員の皆様は、よりこう地域の皆様の声が届いてくる中で、特にこの⑤の周辺住民への理解が得られているこ

とについては、より適切な判断ができると思います。なので、最初の書面審査にするかどうかのための書面審査ということは、実質、全員で書面審査をするということですが、そのように今回少しハードルを上げる必要があるのではないかというご意見だと理解します。その辺について事務局いかがでしょうか。

(事務局)

書面審議に至る過程がすごく大事ということは我々も認識はしております。当然我々が判断しつつも書面審議として出したものに対して皆様のご意見が、それについて「よくわからない」とか「審議するべきだ」ということがあれば、このフローのBに戻るということにしたいと思います。

前回からしっかり考えたことですが、今まで通りのフローということの基本で行きたいとは思っていても、どうしても審議会自体が遅れてしまうと、すごく時間がかかってしまう時に、オプションとして一つこれを用意してるという程度に思っただけだと思います。

委員長からも言われた、その全てを書面審議にするのと同義になるというと、その通りなのかもしれません。あとは判断の時に先ほど言われた反対意見が明らかにあるような時というのは、それは当然、書面審議に回すことはまずないかなと思っております。

(村山委員長)

基本はスキップすることは絶対にないわけですね。書面審査は必ず最低限やることになっていて、この基準を満たしてない、あるいは満たしてない恐れがあり心配な場合は、通常通り対面の審議会を開催するわけです。

なので書面審査になったとしても、皆様に見ていただいて「ここは実は反対運動起こってるよ」とか「こういうマイナスの影響があるからもっとちゃんと審議した方がいい」という声をいただければ、また対面で審議することになるので、結局皆様に見ていただくということにはなると思います。

なので、書面審査しないという判断をした場合は、対面の審議会を開催するという事なので、スキップされることはない。なので、最低限書面審査はやるので、皆様の目に必ず触れるということになります。松行委員いかがでしょうか。

(松行委員)

趣旨は理解をしましたが、あとはやはり書面審議がどういうふうな答え方になるかですよ。ね。「○」「×」で答えるというのはないと思うのですけれど、やはり特に我々のように横須賀に住んでないと、分からないことがいっぱいあるんですよ。

それでやはり議員さんや他の色々な業界からの委員の話聞いて、その実態を理解して、意見を述べるというのが良いと思うので、その書面審議がどういう形で、お答えをするのか

にもよると思います。

その「○」「×」でするのか、何か意見を書いてくださいなのか。でも意見を書いてくださいと言われても、やはりその地元の状況がわからないと正直書けないですし後になって、「これはいいと思います」と書いても、後になって地元の先生から「こういうようなことが問題にあるんだ」と言われたら、「そう書かなきゃよかったな」というふうに思うでしょう。

書面審議というのは、どういうふうに進めるのかというのを教えていただけますか。

(事務局)

まず事務局の方から議案書の資料、場合によってはパワーポイントを使った動画とかそういったものも併せて審議会委員の皆様にお送りさせていただきます。

その後意見の送付ですが、松行委員が言われた「○」「×」ではなくて、問題なければ「問題ありません」でいいと思いますが、「これについてちょっとわかりません」でもよろしいですし、「これについてもうちょっと詳しく」というお話があれば、そういった意見や質問は出していただく。

それを事務局がもう一度フィードバックしつつ、それに対して、解決したものがあれば、「解決しました」というのをまた皆様にご提示していくというプロセスを踏んでいけたらと思っています。ただ、そこで先ほど言われた、地元の議員の意見を聞きながら答えが変わってきてしまうようなことが生じてしまうと、やはりその時には、対面の審議会に戻ってってしまう可能性も出てくるのかなというふうに思っております。

このように、どうしても議論しながらでない、皆様の意見が出されないというような状況になっていくようでしたら、通常通りの審議会のパターンに戻ってってしまう、一同に介した場を作ってやるしかないかなというふうに思います。

(村山委員長)

そうですね。ですので、書面審議がとても重要で、やはりちゃんと意見を出していただくことが大事だと思います。ですから、書面審議をする時に意見を述べていただいて、この件について、対面で審議する必要があるかどうかのご意見もあわせてチェックできるチェック欄みたいの作っておくと良いと思います。それで一人でもチェックが入っていれば、もう通常通り対面の審議会を開催するということになると思います。

書面審議が機能するという前提でこのプロセスは提案されていますので、それを疑い始めるとこれは成立しなくなります。そこをどう考えるかだと思います。

私としては、すべての委員の皆様がしっかりと資料をみて、意見があれば出していただいて、対面での審議が必要であれば、通常通り対面の審議会を開催するということになると思います。

それについて皆様いかがでしょうか。

(平松委員)

通常であれば審議会を開いて、懸念事項になることがすべて解決しているという案件について書面審議をしていくということだと思いますが、最終判断は必ず委員長の判断になると思うので、例えば、委員の賛成が過半数で承認なのか、より具体的にこういう意見があった場合に対面審議を行うというところまで、基準の中で決めておかないと、委員によって判断基準が変わってきてしまうと思いました。また、それで実際に「承認されました」となった場合に、「この意見があるのに、なぜ承認されたんだ」とならないためにも、その辺は、詳しく基準に記載をしておいた方がいいかと思いました。

(事務局)

書面審議するための基準はありつつ、さらに次のステップに行くために、どう判断するかというのは検討して記載すべきだと思います。

ケースバイケースの部分がかかり出てくるとは思っているところですが、我々の方でも世代が変わっていく中で、後々困らないようにしておきたいと思っております。

(村山委員長)

判断しなければならぬ私の立場で申し上げますと、この件について対面で審議する必要があるかどうかのご意見をいただきたいです。やはり皆様の中で、一人でも対面で審議すべきという委員がいれば対面での審議をしたいと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

そうですね。やはり最終的には、対面審議と同じように全委員の同意が必要なので、一人でも対面審議の意見があれば対面での審議を行いたいと思います。

また、そのことも明記しておきたいと思います。

(村山委員長)

そうですね。4ページの書面審議とするための基準の最後に「なお」って書いてありました。書面審議の結果、こういう場合は通常の市都市計画審議会への付議を行う、と書いてあるところに、委員からこの市都計審での付議の必要性が指摘された場合にはという、その日本語はあとで精査する必要がありますが、そういうご意見があれば開催するというふうに改めるということであれば、今ご意見いただいた点についてはクリアできるかなという気がしました。それについてはいかがでしょうか。

(事務局)

修正してお示しできたらと思います。

(村山委員長)

他にいかがでしょうか。最終的には、県の都市計画審議会が決定することなので、本審議会には意見を求められているという形です。ですので、最終的には横須賀市役所の職員の方が様々な資料を作って、県の都市計画審議会で説明すると聞いております。最終的には県の審議会が決定するという案件です。

他にご意見等ありますでしょうか。もしなければ、最後の点、書面審査とするための基準の最後のところの追記をしていただくということを前提に、一人でも対面審議の必要性を認める方がいた場合には対面の審議をするという文言を加えるということをお認めいただければ決めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(松行委員)

それを加えていただければ、よろしいと思います。

(村山委員長)

ありがとうございます。では、最後に申し上げたことを追記することを前提に、諮問9号については、異議ございませんでしょうか。

(各委員)

<異議なしの声>

(村山委員長)

ありがとうございました。異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

では、次に、次第の4、次回審議予定の案件についてです。

事務局より概要の説明をお願いします。

(事務局)

次回予定案件ということで資料の配布はしておりませんが、スライドにてご説明させていただきます。

予定案件は2件あり、まず1件目の「横須賀市立地適正化計画見直し及び地域公共交通計画策定について」になります。

それぞれの計画の概要と状況ですが、立地適正化計画は、居住機能や公共施設等の都市機能の配置を最適化するために、各自治体が策定する計画で、本市は、平成31年3月に策定し、令和4年度に改定しています。概ね5年ごとに評価・検証し、見直しを検討することとなっています。

地域公共交通計画は、利便性・生産性・持続可能性の高い公共交通の確保及び効率化を図るために、各自治体が策定する計画ですが、本市はまだ未策定です。

立地適正化計画作成都市の内、91.8%の自治体が地域公共交通計画を作成しています。近隣都市においても近年、策定済みや策定予定の自治体が増えています。

まちづくりに対する課題として、本市は今後、人口減少や超高齢化社会となり、人口密度の低下に伴いインフラの維持コスト増大、生活サービスや地域コミュニティの活力低下などに見舞われます。

また、地域交通の維持困難として、深刻な運転手不足や赤字路線の拡大と廃止のリスクだけでなく、本市特有の谷戸地形による移動の制約などが課題として挙げられます。

社会の変化に対するまちづくりの対応の遅れが公共交通の危機を招き、公共交通の衰退がまちの活力をさらに奪うという悪循環に陥っていくことになります。

国も人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要として、コンパクト・プラス・ネットワークを打ち出しています。

この実現のためには、拠点へ都市機能と居住を誘導する立地適正化計画と拠点間を結ぶ地域公共交通計画が両輪として推進する必要があります。

2つの計画を連携させながら策定する効果として、歩いて暮らせる利便性の高い生活圏が形成され、公共交通の運行効率がアップし、地域活力の向上を同時に実現します。

今回の立地適正化計画の見直しにおいて特に解決したい課題は、増え続ける低未利用地と、まちの活力低下です。

低未利用地は、管理の負担や地域の魅力低下というネガティブな側面があり、それらが増えることでまちの活力も低下していきます。

そこで、発想を転換し、低未利用地の負の遺産という側面を都市の資産、オープンスペースとして再定義していきたいと考えています。

これまでは、使い道のない空き地や管理不全の空き家という負のイメージでしたが、これからは、貴重な都市の資産、まちを豊かにする余白として、まちの質の向上や活力の維持、創出につなげていきます。

立地適正化計画見直しでは、まちの質の向上や活力の維持、創出につなげるため、横須賀市ならではの地形やニーズに応じた柔軟な活用を模索し、活用シナリオを提示したいと考えています。

例えば、モビリティハブ、ポケットパーク、コミュニティ拠点や狭隘道路のすれ違いスペース、移動販売車停車スペース、防災拠点、シェアサイクルなど様々な可能性を検討します。

これらの検討の基礎として低未利用地等の状況調査を実施しています。

調査手法は市職員による目視調査となります。実態把握のために抽出した家屋等は、水道メーターが2年間継続的に休止状態である場所と階段40段以上の高台にある家屋としました。

また連携を図る地域公共交通計画では、次のような視点で策定していきます。

まちづくりとの一体性として、立地適正化計画の方針とデータに基づき将来のまちづくり動向を把握し、効果的な公共交通網の構築と併せて、距離圏域にとらわれない交通空白地区の検討を行います。

持続可能な公共交通の構築として、交通系 IC カードデータ等を活用したコロナ禍以降の移動需要を分析し、持続可能な公共交通の構築に向けた方向性を協議します。

路線バス自動運転の導入として、限られた運転士を効率的に運用できる輸送システムの構築を目指して、YRP 周辺の既存路線で自動運転バスの実証実験を行い、導入の有効性を検証します。

現在考えている策定に向けた組織ですが、立地適正化計画見直しでは、都市計画マスタープラン同様に学識経験者と市民委員で構成した都市計画審議会特別委員会を設置し、事務局と議論しながら機動的で主体的な検討を実施し、適宜都市計画審議会に報告したいと考えています。最終的に諮問させていただきたいと考えています。

また、地域公共交通計画策定は、地域公共交通活性化協議会となりますが、事務局である市が中心となり両計画へ情報共有を図りながら、それぞれがスムーズな検討を行えるようにしたいと考えています。

市民・専門家・行政が一体となり、連携を図りながら透明性の高い計画策定を推進していこうと思っています。

今後のスケジュールです。

令和 8 年度に、実態調査に対しての分析、活用モデルの検討を行います。

令和 9 年度に、活用方針、誘導施策の検討、公共交通計画との連携とパブリックコメントそして、令和 9 年度末に、両計画の公表や運用の開始を予定しています。

以上が、立地適正化計画見直し及び地域公共交通計画の策定についての説明になります。

(村山委員長)

ありがとうございます。これは次回より、本格的に審議いただく予定ですが、現時点確認しておきたい事項などはございますでしょうか。

(南委員)

ご説明ありがとうございました。審議会でも 3 年前だったですかね、地域交通計画の政策提言を行なっています。その当時の状況ですと、横須賀市において、交通不便地はない、交通不充地はあるけど不便地はない、というところで検討を進めてきました。ただこれから進めるその公共交通網の計画に対して、どのような視点で、というところで質問をしたいです。

これにはやはり、交通を用意してくれる公共交通機関の方々、会社の方々がいらっしゃいます。説明でもありましたように運転手さん不足の中で路線が廃止になってくる可能性があるとする、横須賀市も交通不便地が出てくるという視点に立って考えていかなければいけないのかなというのが一つ懸念としてあります。

もう一点、横須賀市は4市1町で今いろんな取り組みをしていますけど、横須賀市だけで計画を作ってもその隣接する市町の自治体との連携で作られたものでなければ、なかなかの現実としては機能していかないんじゃないかというふうに思っています。そういう中で、例えば他の自治体との連携をどうやって本市の交通計画に取り入れていくのかという視点も必要だというふうに思いますが、この辺は今後の課題として皆さんご意見出されていくと思いますけど、私が今伺った中ではその2点です。ここをちゃんと捉えた上で議論を進めていかないとなかなかの計画はできませんでした、でも現実的にはちょっと乖離があるというふうになってしまうのかなという懸念があります。

(村山委員長)

ご意見ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

(事務局)

これから計画を策定していくという今の状況で、まず、公共交通の今後廃止とか衰退していく可能性があるというところでご指摘ありましたが、まずは基本的には、現在の公共交通を維持していくという視点で計画も策定していきたいというふうに考えております。

あともう一点、他の市町との連携ということですが、当然横須賀市は、特に路線バスになります。起点が鉄道駅というのが非常にあります。ただ、三崎口駅それから逗子駅が起点になっているバス路線がございますので。そういった部分を含めて三浦市、それから逗子市、葉山町、このあたりとは連絡会のようなものを設置しまして連携を取りながら計画を進めていきたいと考えております。

(村山委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(小原委員)

これから立地適正化計画見直しの審議をしていくにあたって、こういうことやりますよとかどんなニーズがありますかというのは、最初に地域住民の声を上げてもらった上で進めていくのが、スムーズなやり方だと思うのですが、最初のリサーチみたいなところはどのように進める計画なのでしょうか。

(事務局)

都市計画マスタープラン改定の時にも行いましたが、ある程度特定の分野の方に対してインタビュー形式で意見を聞きながら、ということを考えております。

(村山委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、次の衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区の変更について事務局説明をお願いします。

(事務局)

次回案件の2つ目の衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区の変更についてご説明いたします。こちらにつきましては、質疑応答対応として、自然環境・河川課の職員が同席しております。

本市では、貴重な緑地環境を将来にわたり保全するため、衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区の新たな指定に向けた都市計画手続きを予定しております。

近郊緑地特別保全地区の概要ですが、保全の目的は、無秩序な市街化を防止し、健全な生活環境の確保と、良好な自然環境の維持・保全を図るためです。

地区内の行為の制限として、建築物の新築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合には、市長の許可が必要になります。

それにより、首都圏に残された貴重な生態系と景観を将来へ引き継ぐことができます。

次に計画予定地周辺の概要です。衣笠・大楠山近郊緑地保全区域は市の中心、衣笠から西側に位置しています。緑枠の区域が衣笠・大楠山近郊緑地保全区域となっており、区域の東にはすでに衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区が指定されています。大楠山山頂から相模湾に向かって前田川流域があり、今回の計画予定地は流域の近郊緑地保全区域内に位置しています。計画予定地の周辺は、ゴルフ場や湘南国際村地区計画の区域があります。

計画予定地の詳細です。区域の北側は葉山国際カンツリー倶楽部、区域の南東側は尾根沿いにある大楠芦名口ハイキングコースと堰谷戸川、区域の北西側は前田川と湘南国際村地区計画区域の境界までとしています。

計画予定地の特徴としまして、富士山や伊豆半島を望む「関東の富士見百景」・「かながわの景勝50選」に選ばれている優れた海への眺望景観や市内外の利用者の多い市内屈指のハイキングコース、市内最高の樹林率かつ市内最低の市街化区域率の前田川流域、豊かな樹林、溪谷、水辺が一体となった貴重な生態系が織りなす多様な生物環境となっています。

都市計画マスタープランでは、「自然との交流拠点」「緑地保全活用ゾーン」として位置づけており、やみどりの基本計画では、「目指すみどりの将来像」として大楠山から前田川流域にかけての樹林地を近郊緑地特別保全地区指定に向けて検討を進めるとしています。また、国や県の方針にも合致するものとなっています。

今後のスケジュールです。令和8年6月ごろ横須賀市都市計画審議会で審議していただき、その後、市から県へ案の申出、法定縦覧、県都市計画審議会を経て告示となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

(村山委員長)

ありがとうございました。この件についても次回、本格的に審議いただく予定ですが、現

時点確認しておきたい事項などはございますでしょうか。

私から 1 点。すでに緑地保全区域が指定されてるところが特別保全地区になるわけですが、「特別」がつくことによって規制強化されるわけですが、具体的にどういうところが強化されるのか説明いただければと思います。

(事務局)

行為の制限としましては、建築物の新築とか宅地の造成、木竹の伐採等を行うときには市長の許可が必要。基本木竹も大きく根こそぎ切ってしまうとかそういった行為自体も制限されることになります。管理伐採とかそういった管理として切る、枝を落として切ることは可能なんですけども、基本的には建築物とかそういう造成はダメですし、大きく木を切ってしまうこともダメな地区という、そういう制限がかかってきます。

(村山委員長)

ありがとうございます。

では、例えばメガソーラーのような施設も難しくなるということでしょうか。

(事務局)

そうですね。そういった行為もできなくなってきます。

(村山委員長)

分かりました。他にいかがでしょうか。

それでは、ありがとうございました。これらの件については、次回以降に審議していきます。それでは、本日の議事はこれで終了しましたが、事務局より何か報告事項などありましたら、お願いします。

(事務局)

すいません。事務局から 2 点ございます。

1 点目は、今後の審議開催予定についてです。審議の予定にも入っておりますが、次回の都市計画審議会は、令和 8 年 6 月ごろを予定しております。審議会の開催日が決まりましたら通知にてお知らせいたします。

2 点目ですが、会場にいらっしゃる方の駐車券について、市役所北口駐車場をご利用の方は、事務担当職員が駐車券を回収しますので、お声がけください。

(事務局)

以上で事務局の報告を終わります。

(村山委員長)

どうもありがとうございます。それでは本日の審議会を終了いたします。ご審議ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。失礼します。

—了—